

シティハイツ竹芝エレベーター事故の最終報告について

1 経緯

港区シティハイツ竹芝事故調査委員会（以下「事故調査委員会」という。）は、シティハイツ竹芝エレベーター事故発生直後の平成18年6月9日に設置され、多くの資料が捜査機関に押収された中で、4次にわたり中間報告書を公表するなど、区独自の事故原因究明にあたってきました。

その後、平成30年3月の刑事訴訟の終結及び令和元年12月の区原告訴訟の和解に伴い、事故機部品等の全ての資料が捜査機関から区に還付されました。

事故調査委員会では、これまでの中間報告書で事故機部品が押収されていたことや、訴訟が係争中等の理由により調査保留としてきた事項について整理するとともに、事故に係るこれまでの対応等について取りまとめ、最終報告書を作成しました。

2 最終報告書の内容

資料1-2 「シティハイツ竹芝エレベーター事故調査最終報告書の概要」及び
資料1-3 「シティハイツ竹芝エレベーター事故調査最終報告書」に示すとおり

3 事故調査委員会の廃止について

事故原因調査を終了することとなるため、区は「港区シティハイツ竹芝事故調査委員会設置要綱」の廃止手続きを行い、事故調査委員会を本年5月31日付で廃止することとします。

4 今後のスケジュール

5月中旬	シティハイツ竹芝エレベーター事故調査最終報告書の 公表（プレス発表、区ホームページ掲載）
5月31日	港区シティハイツ竹芝事故調査委員会の廃止